

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県埴科郡坂城町

### 2 構造改革特別区域の名称

さかきワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

坂城町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

坂城町は長野県の東信と北信の結節点に位置し、周囲を標高1,000m級の山々に囲まれた東西10.9km、南北9.5km、総面積53.64km<sup>2</sup>の比較的コンパクトな町である。

中央を南北に千曲川が流れ、古くから北国街道の宿場町、交通の要衝として栄えてきた。

また、上信越自動車道 坂城 I Cのほか、千曲川左岸での国道18号バイパス坂城町区間の事業化や、平成26年度末に予定される長野新幹線の長野ー金沢間の開業など、交通網の整備による物流や交流人口の増加に加え、地域経済の更なる発展が見込まれている。

#### (2) 気 候

本町は、中央高地型の内陸盆地性の気候で、年間を通して降雨量が少なく、晴天日が多いのが特徴である。過去10年間（平成14年～平成23年）の年間平均雨量は790mm余りと国内屈指の降水量の少ない地域の一つでもある。

また、気温は過去10年間の最高気温の平均が37.2℃、同じく最低気温の平均が-9.8℃、平均気温が12.5℃で、特に昼夜の寒暖差が大きく、果樹栽培に適した気候となっている。

#### (3) 人 口

本町の人口は、昭和60年をピークに、その後は横ばいの傾向が続いていたが、平成24年では15,898人とやや減少傾向にある。世帯数は平成24年時点で、6,020世帯となっているものの、世帯人員では平均2.6人と核家族、単独世帯化が進行している。

年齢別人口では、昭和50年と平成22年の比較で年少人口（0～14歳）が約2分の1に減少する一方、高齢人口（65歳以上）は2.8倍に増加しており、生産年齢人口（15～64歳）は13.2%の減少となっている。

#### (4) 産 業

就業別産業構造としては、商業・サービス業が46.8%、工業が45%、農業が8.2%（平成22年国勢調査）と続いており、特に工業は機械・金属加工を中心とした本町の基幹産業として「ものづくりのまち」を形成している。現在では、事業所数で250社ほどの企業が操業しており、多種多様で高い精度の技術集積により、特色ある産業構造となっている。

農業分野では、標高差や寒暖差を利用したりんご、ぶどうを始めとする果樹栽培が主体を成し、気候風土を活かした高品質の農業生産のほか、品種の多様化が図られている。

また、町内随所に観光拠点施設が整備され、年々集客力も増加しつつあり、更なる観光資源の整備や積極的な情報発信による交流人口の増加が期待されている。

#### (5) 規制の特例措置を講じる必要性

本町はその特徴的な気候風土により、果樹栽培の適地として、りんご、ぶどうの産地化が図られ、発展してきた。特にぶどうに関しては、生育期での降水量が少なく、品質低下が極力抑制されることや昼夜の寒暖差による着色促進などの栽培条件のほか、巨峰の「にぎり房」発祥の地として先駆的な技術導入により、他産地をリードしてきた経過がある。

昨今では、県オリジナル品種の面的拡大や品種の多様性も取り入れ、市場動向に柔軟に対応できるよう産地化を進めているところであり、他産地との差別化、ブランド化等による持続可能な農業の確立と魅力ある産地形成が課題となっている。

そうした中で、一部生産者を中心とする醸造用ぶどう栽培及び醸造に向けた機運があることから、平成23年度に町及び関係団体が参画する「坂城町ワイナリー形成検討会」を立ち上げ、計画立案と将来展望の方向性を協議してきた。

平成24年度には、将来にわたって醸造用ぶどうを経営の柱に据えて生産していく新規就農希望者を公募、選定し、品種適性の検討と栽培技術を確立するための実証試験圃（40アール）を整備するなど、ワインの原材料供給に向けた取り組みの一方、ワインに対する地域の関心を高めるための講演会開催や既に栽培されている巨峰（ぶどう）を使った巨峰ワインの委託醸造など多面的に事業進捗を図り、全時的な機運醸成を目指した展開を進めてきた。

今後、生産者や町内企業、あるいはそれら複合体による組織のほか、町外からの企業参入など多様な事業体がワイン製造に参画することが予想される中で、規制の特例措置による緩和により、小規模な酒類製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要がある。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

当町は果樹産地として、生産振興が図られているものの、担い手不足による高齢化や耕作放棄地の増加など、将来的に持続可能な産地形成に向けての取組が課題となっている。

また、高齢農家の受け皿として、加工用ぶどうが一部生産される中、年々需要が高まってきているほか、醸造用ぶどう栽培による複合経営を目指す生産者が存在するなど、より付加価値の高い農業へのシフト、新たな産地モデルが形成されつつある。

今回、規制の特例措置活用により、これら生産者等によるワイン製造参入を促すとともに、

町外の小規模事業者確保など、醸造用ぶどう生産振興の観点からも発展が見込まれる。

一方、地域内で生産されるりんご・ぶどうなど特産果実による果実酒及びリキュール製造についても、用途拡大が図られることで、農業収益の改善、安定経営のほか、産地構造の変革による経営形態の多様化が図られる。

これらのことから、生食用ぶどう生産のみならず、醸造用ぶどうの産地化進展、それにとりまなう耕作放棄地の解消や新規就農者の確保・促進、6次産業化への発展など、包括的な農業振興施策として展開が期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置活用により、小規模事業者であっても酒類製造が容易になることで、多様な小規模酒類醸造事業者の参入を促し、下記項目の事業展開を図る。

また、就農者確保や産地構造の変革を促し、これまでの生食用ぶどうの生産振興はもとより、醸造用ぶどうの産地化、関連産業の活性化、ひいては産業全般への波及を目指す。

- ①醸造用ぶどう等の生産拡大による耕作放棄地解消及び新規就農者確保
- ②産業連携による経済活動への波及・交流人口の拡大
- ③地域資源活用（新幹線作業用トンネル等）による特産品ブランドの確立
- ④ワイナリー設置（母体組織の設立・運営支援・情報発信）による経営強化

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### （1）産地構造の変革と農業振興

醸造用ぶどう生産による新たな経営形態の導入により、省力化及びコスト低減による栽培面積の拡大が可能となり、生食用ぶどう生産との経営の多角化、複合経営による経営安定につながることを期待される。

また、労力集約型の生食用ぶどう栽培から醸造用ぶどう栽培へ移行促進により、定年帰農者等の担い手確保及び導入作物としての定着が図られ、耕作放棄地解消と就農者の確保が図られる。

また、ワイン産地化による地域産品のブランド化による相乗効果が期待される。

### （2）千曲川ワインバレー構想への参画と地域経済への波及

現在、東御市・高山村など既に県内で構造改革特別区域計画の認定を受けた市町村を含む、近隣市町村（東信から北信エリアの千曲川流域）が参画し、「千曲川ワインバレー」と称するワイン産地・ブランド化の構想が提唱され、ワイナリー個別の取組みや広域でのイベント開催、情報発信など広がりを見せている。

また、長野県も昨今の県産ワインの対外的な評価の高まりなどを受け、ワイン産業を地域経済活性化、6次産業化のための主要施策として位置付け、県内4地域を「信州ワインバレー構想」におけるワイン振興エリアとして、栽培から醸造、販売、消費にわたり、

ブランド化及びワイン産業の更なる発展を目的に支援を進めている。

このため、全県及び広域にわたるスケールメリットにより、各々が独自の地域性を発揮することで、地域ブランドの情報発信、交流人口の増加など地域経済への貢献が見込まれる。

### (3) 関連産業への波及、産業連携

醸造にかかる製造設備（除梗破碎機、圧搾機等）は外国製品が大半を占め、生産規模に見合う設備がなかなか見つからないことや導入資金及びメンテナンスコストが割高となることなど、小規模事業者参入にとってハードルが高いのが現状である。

そのため、小規模な醸造設備の試作開発、製品化など、当町基幹産業である工業との連携による波及効果が期待されている。

また、ワイン産業における多様な業種（生産、醸造、流通、販売など）の産業連携による相乗的な事業効果も期待されることから、文字どおり地域ぐるみによる6次産業化を目標に掲げている。

#### 【経済的社会的効果の目標指標】

区 分	平成25年度	平成27年度	平成29年度
特産酒類製造事業者数	—	1 件	1 件
特産果実酒製造量	—	2 kl	5 kl
特産リキュール製造量	—	—	1 kl

## 8 特定事業の名称

709（710） 特産酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（ぶどう、りんご、もも、なし、杏、プルーン）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

坂城町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が指定する地域の特産物（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）であるぶどう、りんご、もも、なし、杏、プルーンを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な事業体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等、地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特例事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。